

4

賞書

日本活動写真株式会社日本興行株式会社従業員ノ労働争議ハ今回調停官ノ斡旋ニ依リ左記条件ヲ以テ四端解決シタルニ就キ茲ニ賞書三通ヲ作成シ当事者雙方及調停者各一通之ヲ保持スルモノトス

記

一 解職 減俸ハナサハルコト
但シ懲戒ニ相当スル行為アリタル場合ハ此ノ限リニアラズ
尚持ニ監督ノ感情ニ依ル解職ハ絶対ニナサハルコト

二 説明部員並ニ音楽部員ハ解職ニ戻スルコト及勤務手当ニ関スルコトハ左ノ通ニ定ム

ハ 今後ハ帯声映画上映ニ対スル現在ノ營業方針ニ重大ナル変化ノナキ限り解職セサルコト
但シ社会一般的ニ是ヲ爲己ムヲ得タル事情ト認めラレハ場合ハ此ノ限リニアラズ

ロ 解職ノ場合ハ三月以前ニ豫告スルコト

ハ 勤務手当ハ勤続年限一ヶ年ニ対シ月俸半ヶ月ニ相当スル手当ヲ支給スルコト